

市コミュニティバス等における広告の掲載について

福津市地域公共交通網形成計画（令和元年8月策定）に掲げる目標達成のため、企業と一体となった取り組みを実施する。具体的には、広告掲載基準を定め、市のコミュニティバス「ふくつミニバス」において車内広告やネーミングライツを提供等することにより、ミニバス運行に係る収支の改善を図るとともに、公共交通に対する市民の愛着を醸成する取り組みを進める。

1. 目的

(1) 新たな運行財源の確保

ミニバスの運行に係る市の資産（バス車内、バス停ネーミングライツ、バス停、バス時刻表）を活用し、市内企業・事業所等に広告掲載料を支払ってもらうことにより、新たな運行財源を確保する。

(2) 利便性・愛着の向上

身近な企業等の名称が使用されることにより、バス停位置が把握しやすくなるとともに、コミュニティバスへの愛着が深まる。

(3) 企業のイメージアップ

広告等の掲載により企業等の宣伝や名称の周知につながり、地域社会貢献によるイメージアップを図ることができる。

2. 事業概要

(1) バス停ネーミングライツ

バス停のネーミングライツを募集し、バス停副名称として企業名等を掲載。バス停、バス時刻表、公式HP掲載等により市民周知を図る。

(2) バス停広告

市内135箇所あるバス停のうち、広告申し出があったバス停に、新たに広告用表示板を設置し掲載。バス利用者に対する宣伝効果を見込むもの。

(3) バス車内広告

5路線6台で運行しているミニバスの車内に、パンフレットやチラシを置くことができる専用ケースを設置し、バス利用者が自由に取ることができるようにし、バス利用者に対する宣伝効果を見込むもの。

(4) バス時刻表広告

バス時刻表（パンフレット形式）の下部に広告枠を設け、企業広告を掲載・印刷（30,000部を想定）。全戸配布や主要公共施設に設置することにより市民等への広告宣伝効果を見込むもの。

3. 掲載等の要件

(1) バス停ネーミングライツ

- ①応募対象 希望するバス停に近接している企業・団体。個人は対象外
- ②掲載文字数 原則12文字以内 ※別に定める基準に準じたものに限る
- ③掲載期間 掲載開始月から3年間
- ④掲載料 120,000円/年
※同一のバス停に複数の申込みがあった場合は先着順とする。
- ⑤実施条件 7基以上の申込みがあった場合実施

(2) バス停広告

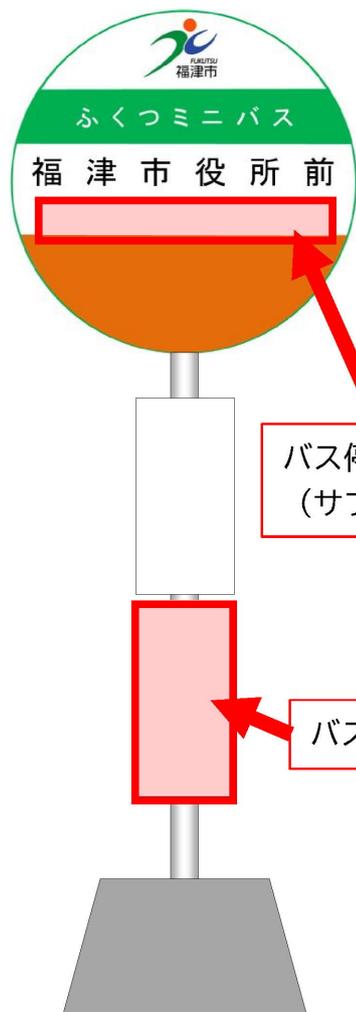
- ①応募対象 バス停広告を希望する企業・団体。個人は対象外
- ②掲載内容 別に定める基準に準じたものに限る
- ③掲載期間 掲載開始月から1年以内
- ④掲載料 3,000円/月
※同一のバス停に複数の申込みがあった場合は先着順とする。
- ⑤実施条件 1箇所以上の申込みがあった場合実施

(3) バス車内広告

- ①応募対象 車内広告を希望する企業・団体。個人は対象外
- ②掲載内容 別に定める基準に準じたものに限る
- ③掲載期間 掲載開始月から1年以内
- ④掲載料 5,000円/月
※設置可能件数を超える申込みがあった場合は先着順とする。
- ⑤実施条件 1件以上の申込みがあった場合実施

(4) バス時刻表広告

- ①応募対象 時刻表への広告掲載を希望する企業・団体。個人は対象外
- ②掲載内容 別に定める基準に準じたものに限る
- ③掲載期間 発行から1年
- ④掲載料 60,000円/枠
※掲載枠を超える申込みがあった場合は先着順とする。
- ⑤実施条件 10件以上の申込みがあった場合実施



バス停ネーミングライツ
(サブタイトルに限る)

バス停広告

募集



バス車内広告
(パンケース設置)

バス時刻表広告

市では、新たな運行財源の確保やバス利用者の利便性・愛着の向上、地元企業のイメージアップを目的に、市コミュニティバス「ふくつミニバス」やそのバス停等を用いた広告掲載の募集を行います。詳細は別紙募集要領を参照ください。

●募集期限 令和5年9月29日(金)

なお、広告で得られた収入はコミュニティバス運行及び時刻表発行の財源として使用されます。

【問い合わせ】

福津市都市計画課都市政策係

Tel0940-62-5036

メール toshi@city.fukutsu.lg.jp



サイトへの
アクセスはこちら

【注意事項】

- ① 広告掲載の決定があった場合でも、当該事業に係る予算が成立しない場合は、事業の実施はいたしません。この場合、市は当該事業を実施しなかったことによる補償は行いません。
- ② 一部の広告媒体では、申込が一定数を下回った場合は掲載を実施しません。この場合、市は当該広告掲載を実施しなかったことによる補償は行いません。